

財務省告示第九十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十七年三月二十二日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百三 十回）
二	発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項
三	の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法 日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 額
五	発行額 額面金額で六百億円
六	払込金額 六百億六百万円
七	最低額面金 五万円
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日 平成十七年三月二十二日
十	募集の価格 額面金額百円につき百円一銭
十一	利率 年・一パーセント
十二	経過利率 （一）日本郵政公社総裁は、払込金 の払込み

額に
出した
る。期
に日
に金
に額
を第
十九
号に
より
規定
算す

十 十
九 八

払 募
込 集
期 期
日 間

平 七 平
成 年 成
十 三 十
七 月 七
年 十 年
三 五 三
月 日 月
二 ま 一
十 で 日
二 から
日 平
成
十